特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
16004	地方税等の収納滞納管理に関する事務 書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

扶桑町は、地方税等の収納滞納管理関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県 扶桑町長

公表日

令和5年4月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報									
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	地方税等の収納滞納管理に関する事務								
②事務の概要	市町村が賦課した次の地方税等について、納付義務者に対して徴収を行うとともに、納期限までに納付されなかったものについて納付の督促、延滞金の賦課徴収、滞納処分の執行等を行う。 ①地方税法及び関係法令並びに市町村税条例に基づき賦課した地方税 ②国民健康保険税のうち過年度の滞納繰越分 ③後期高齢者医療保険料のうち過年度の滞納繰越分 ④介護保険料のうち過年度の滞納繰越分 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①賦課された地方税等の納付消込及び未納・過誤納付の確認 ②納期限経過後に未納の地方税等に係る納付の督促及び延滞金の賦課徴収、滞納処分 ③過誤納付された地方税等の還付及び充当								
	④地方税等の徴収猶予・執行停止、時効となった地方税等の不納欠損処分 ⑤徴収・滞納処分に係る地方税等の調査(犯則事件の調査を含む。)、通知書・証明書の発行 ⑥そのほか扶桑町税条例、扶桑町個人番号利用条例(仮称)及び関係例規に規定する事務並びに機関 に対する収納滞納情報の提供及び移転								
③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、THINK滞納管理システム								
2. 特定個人情報ファイル:	ä								
 (1) 課税対象者情報ファイル (2) 課税資料ファイル (3) 資産情報ファイル (4) 軽自動車税情報ファイル (5) 課税台帳情報ファイル (6) 国民健康保険税情報ファイル (7) 後期高齢者医療保険料ファイル (8) 介護保険料ファイル (9) 収納情報ファイル (10) 滞納情報ファイル (11) 宛名納付ファイル 									
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	番号法第9条並びに同法別表第一第16項、第30項、第59項、第68項								
4. 情報提供ネットワークシ									
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1)実施する 2)実施しない 3)未定								
②法令上の根拠	_								
5. 評価実施機関における	担当部署								
①部署	扶桑町 生活安全部税務課								
②所属長の役職名	税務課長								
6. 他の評価実施機関									

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
			15年3月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]	2) 基礎:	支> 項目評価書 項目評価書及び重点項目評価書 項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関については、 ^そ	それぞれ重点項目		において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	く選択 1) 特に 2) 十分 3) 課題	支> 力を入れている である が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	2) 十分 ⁻	力を入れている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	2) 十分 ⁻	力を入れている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択F 1)特に 2)十分 3)課題	支> 力を入れている である が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供	トットワークシステ		[O]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	く選択F 1) 特に 2) 十分 3) 課題	支> 力を入れている である が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	2) 十分 ⁻ 3) 課題;	力を入れている である が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	2) 十分 ⁻	力を入れている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	2) 十分 ⁻	力を入れている				
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〕内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・日	各発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っ	っている]	2) 十分(支> 力を入れて行っている こ行っている こ行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	1. ③システムの名称	-	「中間サーバー、団体内統合宛名システム」を削除	事前	
平成29年4月11日	4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成29年4月11日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに同法別表第二第27項及び同表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	-	事前	
平成29年4月11日	5. ②所属長	税務課長 高木 寿幸	税務課長 稲葉 弘夫	事後	
平成30年5月11日	1. ③システムの名称	-	「THINK滞納管理システム」を追加	事前	
平成30年5月11日	5. ②所属長	税務課長 稲葉 弘夫	税務課長 岩田 雄尚	事後	
平成31年1月28日	5. ②所属長の役職名	税務課長 岩田 雄尚	税務課長	事後	
令和5年4月1日	I -5①	扶桑町 総務部税務課	扶桑町 生活安全部税務課	事後	
令和5年4月1日	I -7	護担当	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	
令和5年4月1日	I -8	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	
令和5年4月1日	I I−1	平成31年1月12日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年4月1日	I I −2	平成31年1月12日時点	令和5年3月31日時点	事後	